

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和8年6月24日	新潟中部運送株式会社 (法人番号 2110001003988) 代表者 伏見典子	新潟県新潟市東区 上王瀬町21	本社営業所	新潟県新潟市東区 上王瀬町21	輸送施設の停止(60 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第15条第1項 第2号、法第15条第4項、 法第23条の3、法第60条 第1項	令和7年6月2日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 (1)整備管理者の選任(変更)未届出、虚偽届出(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)(2)「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)(3)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存(安全規則第10条第1項)(4)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)(5)輸送の安全にかかわる情報の公表違反(法第23条の3)(6)報告義務違反(法第60条第1項)	6	6
一般貨物	令和8年6月25日	有限会社フジ広益 (法人 番号4100002022689) 代 表者高橋吉広	長野県松本市市場4 番3号	松本空港営業所	長野県松本市空港 東8979-1	輸送施設の停止(22 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第15条第1項 第1号、法第15条第4項	令和7年10月16日、監査方針に基づき監査を実施。5件の違反が認められた。(1)過労運転の防止措置義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)(3)業務の記録違反(安全規則第8条)(4)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)(5)運転者等台帳(安全規則第9条の5第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。